



八 振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

九 発行日

平成十八年四月十七日

十 募集の価格

額面金額百円につき百円二銭

十一

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に追加、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

十二

の経過利率の払込み

額に日本郵政公社総裁は、払込金額に追加、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額)を乗じた金額)を控除すること

十三 初期利子

平成十八年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した

十	十	十	十	十		十
九	八	七	六	五		四
払	募	払	元	償	償	後
込	集	場	利	還	還	の
期	期	所	金	金	金	二
日	間		支	額	限	期
						子
						以

金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十五号において規定  
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還総額}}{100} \times \frac{0.6}{2} \times 1$$

毎年四月十五日及び十月十五日  
 を支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六箇月に属する  
 利子を支払う。  
 平成二十年四月十五日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 平成十八年三月二十八日から平  
 成十八年四月十一日まで  
 平成十八年四月十七日